

特定管理組合について

【 特定管理組合の区分 】

特定管理組合とは、次の①から⑧のいずれかに該当する管理組合をいいます。

① 融資の申込時点で住宅金融支援機構の「マンションすまい・る債」の残高が存在する管理組合

② 融資の申込時点で沖縄振興開発金融公庫の「マンション修繕債券」の残高が存在する管理組合

③ (公財)マンション管理センターが運営するマンションみらいネットに登録している管理組合

④ 融資の対象となる工事において、耐震改修工事を実施する管理組合

住宅金融支援機構等が定める「耐震改修工事」の基準に適合するよう行う工事です。

⑤ 融資の対象となる工事において、浸水対策工事を実施する管理組合

住宅金融支援機構等が定める「浸水対策工事」の基準に適合するよう行う工事です。

⑥ 融資の対象となる工事において、省エネルギー対策工事を実施する管理組合

住宅金融支援機構等が定める「省エネルギー対策工事」の基準に適合するよう行う工事です。

※一般の共用部分リフォーム工事と併せて上記④～⑥の工事を行う場合、全体の融資（保証）金額について特定管理組合の保証料が適用されます。

⑦ 住宅金融支援機構等の災害復興住宅融資（マンション共用部分補修（管理組合申込み））を利用する管理組合

⑧ 平成 18 年度までに旧住宅金融公庫が定めた公庫マンション維持管理基準を満たした管理組合として、(公財)マンション管理センター又は(一財)住宅金融普及協会に新規登録された管理組合(平成 18 年度までにマンションの分譲事業者が事前登録したマンションの管理組合を含む。)

(次頁に続く)

【 特定管理組合の場合の提出書類等 】

特定管理組合の場合、下表の区分による書類を提出してください。
提出先や提出時期について、ご注意ください。

特定管理組合の区分		提出書類及び提出先
① 住宅金融支援機構の「マンションすまい・る債」の残高が存在する管理組合		(機構又は公庫の提出書類等を含む)
② 沖縄振興開発金融公庫の「マンション修繕債券」の残高が存在する管理組合		(機構又は公庫の提出書類等を含む)
③ (公財)マンション管理センターが運営するマンションみらいネットに登録している管理組合		(提出書類は不要)
④ 耐震改修工事を実施する管理組合		(機構又は公庫の提出書類等を含む)
⑤ 浸水対策工事を実施する管理組合		(機構又は公庫の提出書類等を含む)
⑥ 省エネルギー対策工事を実施する管理組合		(機構又は公庫の提出書類等を含む)
⑦ 災害復興住宅融資(マンション共用部分補修(管理組合申込み))を利用する管理組合		(提出書類は不要)
⑧旧公庫マンション情報登録機関に登録している管理組合	(公財)マンション管理センター	(提出書類は不要)
	(一財)住宅金融普及協会	「公庫マンション情報登録証」の写し ※借入申込時に機構窓口へ提出

* お問い合わせ先 *

(公財) マンション管理センター (業務部)

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 7階

電話 03-3222-1518